

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書）

資料4

No.	環境要素 の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
1	00 全般	36 , 37	港湾 企画課	5 工事用資材等の運搬の方法及び規模 （1）工事用資材等の運搬方法では、風力発電機等の大型部品の搬入ルートについて、焼津港及び御前崎港で荷揚げすると記載があり。現時点の想定であるため、今後、関係機関等との協議により確定するとなっている。 意見として3点。 ①焼津港は、漁港であるため物資の荷揚げは不可能である。近傍の港湾としては大井川港もあるが、大井川港は県の管理でないため、利用可否については、港湾管理者である焼津市の確認が必要である。 ②御前崎港からのルートは、一般国道150号を利用することとなっているが、一般国道473号バイパスを使用しない理由はあるのか？特殊車両の影響など検討結果であれば問題ない。今後の協議の参考としていただきたい。 ③大型部品の搬入について、船舶から直接車両へ積込むと予想されるが、大型船による長時間の岸壁使用や一時仮置きする場合は必要面積、地盤強度など、あらかじめ調整が必要となるため、工事工程にご留意いただきたい。	①焼津港に関しては、2019年9月17日に焼津漁港管理事務所様に対して事業計画を説明し、管理条例への対応や申請手続及び利用料等について協議を開始しております。 今後、使用条件等の詳細についても協議を進めてまいります。 ②一般国道475号バイパスは片側一車線の対面通行となっており、風力発電機の輸送時には上下線の通行規制が必須となることから、規制時において対向車や後続車両に緊急車両が含まれる有事の際の安全確保に懸念があることから、使用を見合わせることにしました。 ③使用させていただくことを考えている港湾については、管理者と綿密な協議を行い、指示に従い適切な対応を図ってまいります。
2	00 全般	-	水産 振興課	工事に当たっては、河川漁業協同組合と十分な調整をお願いしたい。	本準備書の審査の過程等を踏まえ、河川漁業協同組合さまへの情報提供を行うと共に、事業の実施に向けた協議を進めてまいります。
3	04 騒音	518	環境 大気生 水科学 学部研 究所	工事用資材等の搬入出に伴う道路沿道での騒音について、環境基準を一律「幹線交通を担う道路に近接する空間」に定めているが、当該地域では該当市による面的評価の実施実績が無いことから必ずしも特例措置の基準を適用するのは妥当で無いと考える（特に沿道Dは幹線道路と言い難い）。関係市に環境基準の妥当性について確認し、地点ごとに適正な指標で評価すべき。	沿道A、沿道Bについては、歩道も設置されており「幹線道路」と判断しております。 沿道C、沿道Dについても主要地方道であることから「幹線道路」と判断いたしましたが、沿道C、沿道Dについて一般的な2車線以上の車線を有する道路を適用すると環境基準値は昼間65dB以下となります。 本準備書における沿道C、沿道Dの工事関係車両を含む道路交通騒音は沿道Cで48～49dB、沿道Dで54～55dBと予測され環境基準値（昼間65dB）を下回ることになります。 準備書作成段階において各市に準備書内容の確認を取り準備書を作成しましたが、再度確認致します。
4	04 騒音	1609 ～ 1610	環境 大気生 水科学 学部研 究所	工事用資材等の搬入出に伴う道路沿道での騒音について昼間のみを評価しており、理由として注釈1で「なお、工事関係車両は、7～18時に走行する。」と表記しているが、工事関係車両が昼間に限定して走行するのは重要な事項であり表の注釈にとどまらず本文中で明記すべき。1609ページの【環境保全措置】項で、明確に工事用資材等の搬出入を昼間に限定する旨の表現を追加しても良い。	評価書作成時に追記等を検討致します。
5	04 騒音	1599	環境 大気生 水科学 学部研 究所	供用に係る事後調査を「実施しない」としているが、工事の実施に係る場合と異なり長期的な影響が懸念される事項であるため、共用後速やかに事後調査を実施し、予測手法との比較を検討すべき。設備が最新の状態で影響把握を行えば、将来老朽化による影響の評価が的確に実施でき、施設の性能維持による環境保全措置に資すると考える。	事後調査は予測に不確実性を伴う項目について記載しましたが、今後の審査等を踏まえ検討致します。

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書）

資料4

No.	環境要素 の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
6	05 低周波音(超低周波音を含む。)	1599	環境衛生科学部 大気水質部 研究所	供用に係る事後調査を「実施しない」としているが、工事の実施に係る場合と異なり長期的な影響が懸念される事項であるため、共用後速やかに事後調査を実施し、予測手法との比較を検討すべき。設備が最新の状態で影響把握を行えば、将来老朽化による影響の評価が的確に実施でき、施設の性能維持による環境保全措置に資すると考える。	事後調査は予測に不確実性を伴う項目について記載しましたが、今後の審査等を踏まえ検討致します。
7	07 水質(水の濁り)	704	水産資源課	工事中に発生する沈殿池排水について、大代川及び原野谷川については、排水が河川に到達すると予測されている。大代川は大井川非出資漁業協同組合及び新大井川非出資漁業協同組合、原野谷川は原野谷川非出資漁業協同組合の漁業権漁場に設定されているため、工事に当たっては、濁りの影響について漁業協同組合と十分に協議されたい。	今般、事業計画が纏まり、これに対する環境影響評価を実施いたしました。この結果をもとに各漁業協同組合に対して説明すると共に、更なる環境負荷の低減に向けた施工計画等の立案を進めてまいります。
8	07 水質(水の濁り)	675 ～694	水資源課	濁水が白光川、原野谷川(支流を含む)、大代川(支流を含む)に流入することが予測されている。上記の河川流域に存在する各水道施設(簡易水道、飲料供給施設水源を含む)の浄化方法、処理能力、注意事項等を確認、整理されたい。河川への濁水流入の影響が懸念される居尻簡易水道、萩間簡易水道については、管理者と事前に協議されることが望ましい。	白光川(支流を含む)、原野谷川(支流を含む)、大代川(支流を含む)に存在する水道施設は以下のとおりです。 白光川：前山飲料水供給施設 大代川：庄司飲料水供給施設 原野谷川：泉・居尻・萩間・大和田簡易水道 浄化方法等整理した表は別添Q8のとおりです。 居尻簡易水道、萩間簡易水道については、工事により影響を受ける集水域外（発生する濁水が上記2か所の水道のある常時水流河川へ流入しない）ですので影響はありません。 しかし、影響が懸念される場合には、管理者と事前に協議させていただきます。
9	07 水質(水の濁り)	39	農地計画課	原谷川、大代川に設置されている農地防災ダムの流域となっていますので、過度の土砂流出が発生しないよう沈砂池等の排水に関する施設の維持管理を適切にしてくださいようお願いします。	ご指示に従い、工事施工方法や工事工程を調整して、過度な土砂流出を避けるように努めると共に、排水に関する設備の維持管理に努めてまいります。
10	07 水質(水の濁り)	78	生活環境課	(2)土壌汚染の4行目における、「対象事業実施区域及びその周囲」という表現があるが、「その周囲」がどこまでを示すのか、不明瞭なので明確化した方がよい。例)〇〇市〇〇字の土地等	「対象事象実施区域及びその周囲」は、図2.2-1(3)等に示した対象事業実施区域を含む75000分の1縮尺の図面の範囲です。 別添Q10に「対象事象実施区域及びその周囲」に地区を重ねたものを示します。
11	07 水質(水の濁り)	78	生活環境課	「表3.1-28 形質変更時要届出区域の指定状況」について、島田市伊太や島田市相賀にも形質変更時要届出区域が存在しているため、追記してください。	島田市伊太、島田市相賀につきましては、No.33でお答えした対象事業実施区域を含む75000分の1縮尺の図面の範囲に含まれていないため記載しておりません。

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書）

資料4

No.	環境要素 の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
12	07 水質（水の濁り）	78	生活環境課	(2) 土壌汚染の 5 行目について、土壌汚染対策法は、令和 4 年6月17日に附則の改正が行われていますので、訂正をお願いします。	ご指摘ありがとうございます。評価書においては適切に記載いたします。
13	07 水質（水の濁り）	178	生活環境課	太田川上流の水域類型は令和 4 年 4 月 1 日より河川Aから河川AAに変更されていますので修正願います。	ご指摘ありがとうございます。評価書においては適切に記載いたします。
14	07 水質（水の濁り）	186	生活環境課	太田川上流の水域類型は令和 4 年 4 月 1 日より河川Aから河川AAに変更されていますので修正願います。	ご指摘ありがとうございます。評価書においては適切に記載いたします。
15	08 地形及び地質（土地の安定性）	16	砂防課	砂防関係法指定地を図示してください。 砂防指定地等で制限行為を行う場合は県と協議をお願いします。	管理用道路、発生土流用盛土と砂防指定地等を重ねた図を別添資料Q15に示します。 砂防指定地等の拡大図についてはP219（3. 2-70）「図3. 2-20 砂防指定等の状況」で示しております。 砂防指定地に関しては静岡県河川砂防局砂防課に対して事業計画を説明し、袋井土木事務所に確認するよう指示を受けております。その後、袋井土木事務所からの指導により砂防指定地（面指定）の図面を受理し、ボーリング調査のための申請を行い、現在実施中です。 今後、ボーリング調査結果を踏まえ、各種設計を進め、行政の指導を受けてまいります。
16	08 地形及び地質（土地の安定性）	219-223	砂防課	砂防指定地等で制限行為を行う場合は県と協議をお願いします。	本事業に際しては、砂防指定地等が関係することから、所管部署と協議をさせていただいております。今後ともご指導をお願いいたします。
17	10 動物（重要な種及び注目すべき生息地（海域を除く。））	110 112 208 916	自然保護課	ほとんどの風力発電設備が鳥獣保護区内に設置される計画となっている。鳥獣保護管理法上の規制はないが、鳥獣の生息地保護の観点から懸念される。設置計画の考え方について改めて県に対して説明をお願いします。	風力発電機の配置造成計画の具体化に伴い、クマタカを対象に、特に年間予測衝突数の値が高い結果となった風力発電機の配置を変更しております。その結果、猛禽類及び渡り鳥のブレード等への接触の可能性を低減できたものと考えております。また、風力発電機の配置変更に伴い、搬入路等を含めた改変区域についても再検討しておりますが、その際にも、既存道路や林道等の利用により、改変面積を可能な限り減少させた計画としており、生息地・生育地保護の観点からも本事業による影響を可能な限り低減できているものと考えております。 今後、環境影響評価の検討過程や検討結果を踏まえ、改めて静岡県の所管課に説明させていただきます。

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書）

資料4

No.	環境要素 の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
18	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	366	自然保護課	p366は静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会における審議内容をまとめた箇所と思われるが、記載されている意見は一部であり、また、意見に対する事業者の対応の記載がないものも多く、不十分である。さらに、委員会審議においては、県外専門家のヒアリング結果の内容が審議における重要な前提事項として扱われていたが、その県外専門家の意見が準備書に記載されていない。県外専門家の意見によれば、「（年間予測衝突数の結果はクマタカの）個体群としてはぎりぎり維持できる可能性はある」、「営巣中心域を避けて事業ができるのであれば、なんとかなる可能性はある」、「（風車配置の見直しによってもクマタカへの影響が）どうにかなるという印象は受けない」と、決して安全な評価を受けておらず、こうした事実をしっかりとしすべきである。	ご指摘の点について、ワシタカ類保護対策検討委員会における審議内容に関しては、静岡県との議事内容の調整を踏まえて整理したものとなっております。事業者対応欄に記載していない部分については、ご意見を踏まえて検討した部分となっております。その旨、評価書において記載するようにいたします。 県外専門家のご意見については、あくまで検討委員会を実施していく中でのヒアリング内容ですので、準備書への記載は控えさせて頂いた次第です。一方で、県外専門家から頂いたご意見については、可能な限り取り込んだ内容としております。
19	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	832 1016 ～ 1021	自然保護課	ミゾゴイ調査について、p832に示された調査位置では風車予定地付近の生息状況は把握できず、不十分である。実際の調査結果（p1016～1021）では高標高地でも確認されており、特に盛土予定地近傍で複数回確認があり、繁殖している可能性が高い。盛土予定地が行動圏である可能性が高く、他の風車・盛土予定地にも生息している可能性が高い。「ミゾゴイ保護の進め方」（環境省・2016年）によると、ミゾゴイは落葉の積もった樹林内を採食環境としており、「住宅等の比較的小さい建築物から大規模な施設等の各種工作物の設置、それらに伴う事業用地確保のための埋め立てや造成等、または、道路や溪流等の法面工事やそれに伴う斜面林の伐採等により、ミゾゴイの営巣環境や採食環境が喪失することが懸念される」としている。このため、非繁殖期の古巣の探索なども含めて、繁殖地を特定し、「ミゾゴイの営巣環境を維持するため、営巣地を事業区域に含めないこととするなど事業区域の見直しを検討する」などの対処が必要である。	「ミゾゴイの保護の進め方（案）」（環境省自然環境局野生生物課、平成29年）では、営巣地は谷地形であることが多く、川や沢といったものが存在する湿潤な環境であるとされております。ミゾゴイの調査地点については、そのような観点から設定しておりました。風力発電機の設置予定位置は主に尾根部に位置しており、営巣地に適した環境は見られなかったことから、ミゾゴイの生息状況の把握といった観点からは不適と判断し、調査地点を設定しておりませんでした。 一方で、ミゾゴイ調査だけではなく、希少猛禽類調査や一般鳥類調査時に確認された場合にも、その確認状況等を記録しております。これらの調査では、風力発電機が設置される尾根部に関しても調査を実施しております。その結果、実際にご意見にあるように高標高でもミゾゴイは確認されていることから、調査内容等については妥当であると考えており、その結果を踏まえた予測評価を行っているところになります。 ご指摘にありますように、営巣地は確認されておりますが、確認状況及び事業計画等を踏まえた結果、本種に対する影響は小さいものと考えております。
20	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	971 1166 1171	自然保護課	「表10.1.4－75(16-1)重要な鳥類への影響予測（クマタカ）」（p1166）の移動経路の遮断・阻害において、風力発電機建設の影響でクマタカの行動が変化し制約を受けることの考察が不十分である。「クマタカが風車の周囲500mは避ける」という県外専門家のヒアリング結果を踏まえて予測するべきである。 図10.1.4-21(9-1)重要な鳥類の確認位置（クマタカ（秋季2/2）：一般鳥類調査）（p971）を見ると、経塚山4基のうち南側の2基は飛行トレースが集中して隠れて見えないような確認状況である。さらに図10.1.4-44(4)希少猛禽類年間予測衝突数（クマタカ：由井モデル（令和3年））（p1171）では、経塚山4基のうち一番南側の1基は衝突確率最大メッシュに近接している。上記2つの図を重ねると衝突の危険性は明確であり、経塚山周辺の風車について検討が不十分であると言わざるを得ない。 また、風車配置において営巣中心域や高利用域との位置関係を検証していない。営巣地が確認できていない調査結果をもとに行動圏や営巣中心域等を推定し、評価の根拠とするのは大変危険であり、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省）に基づいた安全側に立った評価・検討が必要である。	クマタカについては、有識者Bからも予測評価の内容については妥当であるとのコメントを頂いている（準備書p365）ほか、生態系部分で推定される行動圏等を踏まえた予測を行っております。行動圏については、確認された各ペアの飛翔状況等から行動圏を推定したほか、それぞれのペアの行動圏内における餌資源の推定される減少率についても算出していることから、予測評価の内容については妥当であると認識しております。クマタカを含めた猛禽類については継続した調査を実施しており、評価書ではその結果も踏まえ、営巣地及び営巣推定地と営巣中心域や高利用域を検証した上で、予測・評価をお示しします。その際には、県外専門家などの意見も踏まえ、安全側に立った予測評価の実施、検討に努めて参ります。

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書）

資料4

No.	環境要素 の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
21	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1117 ～ 1275	自然保護課	希少猛禽類7種及び渡り鳥について、環境省モデル及び由井モデルを用いて年間予測衝突数を求めているが、1600回以上の飛翔軌跡が得られているクマタカ(p1023)と、数回以下の目撃例しかないヨシゴイ・ヤマシギ・ケリ(確認1回)、ウズラ(同3回)(p928)などを、同様に評価していいものか大いに疑問である。クマタカは留鳥であり、他の鳥類は移動や渡りの途中で観察されたものも含まれる可能性があり、飛行方法も異なる。また、翼開長の大きさ、旋回性能などの飛翔特性も種ごとに異なり、移動経路の遮断やブレード等への接触可能性も一様ではない。しかしながら環境予測は大型のクマタカから小鳥類まで一様に、「風力発電機の周辺には迂回可能な空間が確保されていることから、移動経路の遮断・阻害の影響は小さいものと予測する」、「ブレードなどへの接触の可能性は小さいものと予測する」としており、適切に評価されているとは言い難い。「クマタカの影響予測については、ブレード等への接触に係る予測には不確実性を伴っている」とするだけでは不十分である。	移動経路の遮断・阻害、ブレード等への接触に係る予測評価については、各種の生態的特性等を踏まえて総合的に記載しております。飛翔性の種であることから、予測評価を行う上で、風力発電機周辺に迂回可能な空間があるかどうか、回転範囲に当たる高度を飛翔しているかどうか、飛翔の際の高度、年間予測衝突数の算出対象とした種の場合、その値も参考として考えております。そのため、結果として予測評価の内容が似通ってくるものになりますが、現時点での知見を踏まえたと、内容としては妥当なものであると考えております。鳥類に関するブレード等への接触の影響については、事例の蓄積が乏しく、引き続き知見の収集に努めるとともに、バードストライクに係る事後調査を実施いたします。
22	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1126 ～ 1191	自然保護課	ハチクマ、ハイタカ、サシバ、クマタカ、ハヤブサ等の静岡県レッドデータブックにおける絶滅のおそれのある種(絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類)であり、かつ、ブレード回転範囲の高さを飛翔する可能性のある種については、ブレード等への接触予測等に不確実性があるため、事後調査においても影響調査を継続し、その結果について随時静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会等の専門家に意見を求め、環境保全措置等について助言を得ること。	希少猛禽類については、事後調査により生息及び繁殖状況の把握を予定しております。その結果、重大な影響が生じる可能性があるとは判断された場合には、専門家の助言、指導を頂くとともに、さらなる環境保全措置を検討してまいります。現状として考え得る環境保全措置としては、以下のものになります。 ・ブレードの先端部等への塗色や、ナセル部等への目玉模様の塗色を行う。 ・営巣地及び営巣推定地からの1km圏内においては、繁殖初期(交尾期や抱卵時期)での工事の制限を行う。 ・餌となる、ヤマドリやノウサギなどが集まらないよう、ヤード部などは草が生えない砂利敷きやコンクリート敷き等にする。 ・餌となる、ヤマドリやノウサギなどが生息でき、クマタカの飛翔が可能となる林内整備をした森林の創出を行う。
23	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1126 ～ 1191	自然保護課	表10.1.4-75(p1126～1191)で「改変による生息環境の減少・消失」の予測が述べられているが、これらの重要種は区域内に一様に分布しているわけではなく、道路工事・盛土によって特定の繁殖地が消失する危険性があるので、特定の工事箇所に沿った調査と評価が必要である。「改変による生息環境の減少・消失の影響を低減できるもの」と一様の予測としているが、評価書において予測の詳細を整理し、適切に評価し直すこと。	「改変による生息環境の減少・消失」における予測評価の方針としては、主な生息環境がどの程度事業により改変されるのか、周辺にも同様の環境が存在するのかといった点に焦点を当てております。今回の事業地の場合、調査の結果、多くが針葉樹林、広葉樹林といった環境に区分されており、区域内における環境にはある程度似通っている部分があると考えられます。本事業による生息環境の減少、消失の影響を検討する際、同様の環境が広がっているという実情を踏まえ、工事個所のみではなく、対象事業実施区域全体で検討すべきものであると認識しており、記載している評価内容は妥当であると考えております。

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書）

資料4

No.	環境要素 の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
24	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1126 ～ 1191	自然保護課	今回の事業における改変区域（図2. 2-4(1) 改変区域及び緑化範囲(全体)）（p16））によると、発生土流用盛土1，2及び5周辺でミゾゴイが確認（p1017）されており、広範囲に改変がある南部の盛土10～12周辺はヤマドリ、ヨタカの確認（p931、p936）もある。道路法面の工事箇所が広範囲にわたっており、直接的な生息環境の消失だけでなく、盛土や法面・道路からの土砂の流出が林床や溪流環境を悪化させ、生態系に大きな影響を及ぼす可能性は否定できない。ミゾゴイの生息環境に及ぼす影響は、専門家事前ヒアリングや住民意見で取り上げられたヤイロチョウ及び、広く個体数が確認されているヤマドリにも共通の懸念材料といえる。ヤマシギなども含めて、樹林の地表面の改変が生息環境に大きな影響を及ぼす可能性の高い種に対する環境予測結果（p 1126～1191）の文言が、クリやチュウサギなど林床や溪流環境を必要としない種とほとんど同じ内容であり、種ごとの特性を考慮した予測評価が行われているとは言い難い。また、盛土が生態系に及ぼす影響はほとんど述べられていないが、盛土2，3，9，11，12などは長さ100m以上にわたって急傾斜地を埋め立てる構造のように判断される。崩壊の危険性のみならず、盛土工事や道路工事に伴う土木工事車両の通行の影響が予測評価には盛り込まれていないので不十分である。クマタカの繁殖をはじめ、生態系全体にわたって悪影響を及ぼす可能性が懸念される。	改変部分について、ヤード部では沈砂池を設置、道路部には必要に応じて土堤や素掘側溝を設置することにより、濁水の流出防止を図る事業計画としており、溪流環境の悪化及び林内への土砂の流出は少ないものであり、それに伴う生態系への影響は可能な範囲で低減できているものと考えております。 また、21の見解と重複いたしますが、「生息地の減少・消失」について本事業による影響を検討する際、対象事業実施区域全体で検討する必要があるものと考えております。ご意見にあるように、主な生息環境が異なる種もございますが、区域内には同様の環境が存在していることから、予測評価の内容が似通ったものになること自体は妥当なものであると考えております。 また、鳥類の場合、多くは飛翔しての移動を行うこと、飛翔しない場合でも、移動は主に林内を利用するものと考えられることから、工事車両への接触といったものは影響要因には含めておりません。 なお、盛土による埋め立てについては、静岡県盛土等の規制に関する条例の審査を通過した設計に従って、施工してまいります。
25	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1192 ～ 1293	自然保護課	地形や風向き、天候および時間帯によって、鳥類の渡りコースや高さは変化する。一方、尾根越えの地形や上昇気流の発生地など渡り鳥が集中する場所もある。今回の調査の目的は風車に衝突する危険性（確率）を調べるためのものであるので、渡り鳥の調査地点はなるべく風車の建設位置に設定することが必要である。建設位置から離れた場所に設けられた調査地点を通過する群れの飛行高度や動きは、建設位置（風車）付近では地形や風向きによりどのように変化するかはまったく予想できないので、別物と考えるべきである。したがって建設位置から離れた対象事業実施区域内・高度M通過個体数データを利用した年間予測衝突数の算出の妥当性は疑問である。	渡り鳥のルートについては、専門家からの意見にもありましたように、ある程度の幅があると認識しており、移動経路を把握する上では、対象事業実施区域を広く確認できる地点を設定することが重要であると考えております。一方で、対象事業実施区域に関しては、森林地帯となっており、広く視野を確保できる地点が限られるという実情もございます。そのため、上記の考え方を踏まえ、風車の建設位置ではないものの、飛翔状況がより確認できる場所での実施に重点を置き、対象事業実施区域及びその周辺における渡り鳥の飛翔状況を広く把握できるものとして、お示ししている調査地点を設定しておりました。広く確認した結果については、対象事業実施区域及びその周囲における渡り鳥の実情を捉えたものであると考えており、得られたデータを基に算出した年間予測衝突数の値等についても、本事業全体での渡り鳥への影響を検討する上で、妥当であるものと考えております。
26	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1192 ～ 1293	自然保護課	飛行する小鳥類の種類や個体数の同定は数百m離れたらほとんど不可能であるが、秋の調査地点6箇所（p857～860）の平均間隔は約3kmであり、死角もあるのでこの間を通過する小鳥類のほとんどは把握できていない。調査結果も、昼間に渡り、群れと鳴き声で識別が可能なヒヨドリとメジロで全体の60%以上を占める。調査範囲を大きく見積もって半径300mの円内が調査可能とすると、6箇所の調査面積は約170haで事業実施区域(2,738ha)の6%に過ぎない。実際の調査結果「図10.1.4-30(1)～(2)渡り時の移動経路（春季：猛禽類・一般鳥類）」（p1044～1045）及び「図10.1.4-31(6)～(18)渡り時の移動経路（秋季：アマツバメ～その他の一般鳥類②）」（p1055～p1067）でも調査地点近傍しか移動経路が判明していない。調査地点から隔たった北側風車(1,2号機)近傍での小鳥類の移動経路は全く把握されていない。以上から、調査結果を基に環境予測、年間予測衝突数を算定するのは不十分である。今後複数年の追加調査が必要である。	鳥類の渡りルートを把握する場合、対象事業実施区域及びその周囲を広く確認することが重要と考えております。ご意見にありますように、遠距離からの種の同定には困難な部分もございますが、できる限り広い視野が得られる地点で実施しており、小鳥類の渡り時における飛翔傾向に関しての、代表した状況を把握できたものと考えております。昼間の小鳥類は、地形に沿った飛翔が見られ、できる限り高低差を少なく移動していると推定しております。稜線を越えるものは鞍部（峠のような地形）や、山腹も飛翔しますが、すぐに隠れる環境がある樹林の近くを飛翔しているように見えることから、風車配置のような稜線の高い位置を飛翔する小鳥類は少ないと考えており、調査結果はもちろん、予測・評価も妥当であると考えております。 なお、渡り鳥の移動ルートや飛翔状況については、年変動があることや、算出した数値は不確実性があることから、事後調査の実施を検討しております。

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書）

資料4

No.	環境要素 の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
27	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1192 ～ 1293	自然保護課	サシバやハチクマの渡りルート等の調査については、事業者見解では「地元の鳥類観察者や研究者といった専門家と情報共有に努めた」（p345）としているが、秋の渡り調査でのサシバの総数は501羽という調査結果で、地元鳥類調査者（「2019年の秋の渡りでは1日に700羽のサシバ（p 330）」や静岡野鳥の会有志の調査結果（静岡市竜爪山から八高山にかけて1日に数千羽のサシバ通過）と大きく隔たった結果になっている。調査地点の粗さが原因と思われるが、準備書ではその相違についての考察がなされていないのは不十分である。考察をした上で、渡り鳥調査と同様の追加調査が必要である。 上昇気流を移動手段に用いることが多い猛禽類は小鳥類以上に、地形や風向、天候および時間帯の影響を受け、尾根越えの鞍部や上昇気流の発生地などで渡りが集中する。したがって小鳥類同様に調査地点をなるべく風車の建設位置に設定して、その場所の飛行特性をデータに残すことが衝突回避にも必要と考える。建設位置から離れた調査地点の飛行高度や方向が風車建設位置付近での飛行特性を反映するとは考えにくい。したがって風車建設予定位置から隔たった調査地点の高度M通過個体のデータからの年間予測衝突数算定は小鳥類と同様に不適切である。	23及び24への見解と重複いたしますが、鳥類の渡りルートを把握する場合、対象事業実施区域及びその周囲を広く確認することが重要と考えており、その観点からの調査地点を設定しております。 確認数としての差については、調査の対象範囲が異なることがあると考えております。対象事業実施区域における上空視野を可能な限り網羅するように設定した地点での結果であり、それを基にした年間予測衝突数の算出となっており、予測評価を行う上では妥当なものであると考えております。
28	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1192 ～ 1293	自然保護課	猛禽類以外の小鳥類については、方法書に対する知事意見の中で「夜間調査を追加すること」（p345）を求めていたが、夜間調査が実施されていない。「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き 第2章 鳥類等に係る風力発電施設の環境影響評価の実施のポイント」（環境省）では、小鳥類の夜間の渡りに対して「船舶レーダー」、「月面調査・鳴き声調査」を必要に応じて実施することが望ましい（表2-2 調査手法選定マトリクス）としている。事業者の見解は「日の出前や日没後も調査時間として追加した」（p345）としているが、実際の「表10.1.4-22 調査地点の配置状況（定点観察法による調査）」（p860）によると、調査時間は春季調査で5：00 ～最大18：00、秋季調査が5：30 ～最大18：00 で日の出、日没ぎりぎりの時間であり、夜間の調査は実施されていない。そもそも、視認が困難な日の出前や日没後に昼間調査と同じ方法で正確な個体数調査は不可能である。「表10.1.4-62調査地点別の渡り状況（令和3年秋季）」（p1047）によると、全部で46 種が渡り個体とされているが、秋に中部地方に多く飛来して、かすみ網猟の中心になったツグミ、シロハラ、カシラダカ、アオジなどの記録が少なく、また、ジョウビタキは静岡県に例年10月末から11月初旬に飛来して、飛来直後から盛んに鳴いて縄張り行動をとるため、すぐに気づく鳥であるが、調査結果にはほとんど記載がない。 さらに、ヤイロチョウの調査結果は対象事業実施区域内での確認はなかった（p929）とあるが、ヤイロチョウは繁殖期のさえずりでしかチェックできず、調査時間が適切でない今回の調査結果は信頼できない。以上の点から、夜間の渡りを行う小鳥類やシギ類の調査がまったく抜け落ちており、この調査は昼間渡る鳥のごく一部を調査しただけの不十分な記録と言わざるを得ない。	夜間調査については、春、夏、秋の任意観察調査時と、ミゾゴイ調査にも他の種の記録を行っております。また、ご意見にある渡り鳥調査時も、薄暮という時間帯にはなりますが、実施をしたところです。 実際に種までの判定ができるのは、薄暮時が限界かと考えており、十分な観察ができていますものと考えます。過去の記録と比較されていますが、かすみ網猟が行われていた時代との小鳥類の個体数はかなり変化があると思いますし、中部地方とされていますが内陸の岐阜や長野と太平洋に面した静岡では通過する種やその量にも違いがあると考えております。ジョウビタキについては、p840以降のポイントセンサス法による結果で、冬季に環境類型区分ごとで確認されております。ヤイロチョウについては、確かに鳴き声での確認が一番ですが、繁殖初期にあたる5月から6月にかけては、ポイントセンサス法やラインセンサス法において早朝から実施しており、日の出前から現地に入っていたことから、十分に鳴き声を確認できるチャンスはあったと考えております。夜間に渡る鳥類として、対象事業実施区域付近を想定するとガン類やハクチョウ類などは対象からは外れるため、小鳥類に限定され、文献（「レーダーを用いた夜間の渡り鳥の被少数、飛翔高度、渡り経路の追跡」（田悟和巳ほか、日本鳥学会、2020））から、船舶レーダーを利用した結果、小鳥類の夜間の渡りは、対地高度300～400mを頂点とする一山型を示し、中央値は約500mと風力発電機の回転域よりも高高度で多くが飛翔することが報告されております。今回の調査では、昼間渡る小鳥類の把握はできたと考えております。

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書）

資料4

No.	環境要素 の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
29	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1275	自然保護課	調査結果により著しい影響が生じると判断した際に講じる効果的な環境保全措置について、現段階で想定しているもの（運転中止等の判断基準）を予め示すこと。	事後調査により、著しい影響が生じるとして判断された場合に想定される環境保全措置としては、運転中止や稼働制限といったものの他、以下に示すものが挙げられるかと考えておりますが、判断基準としては、適宜専門家へ助言、指導を頂きながら検討し、評価書においてお示し致します。 ・ブレードの先端部等への塗色や、ナセル部等への目玉模様の塗色を行う。 ・営巣地及び営巣推定地からの1km圏内においては、繁殖初期（交尾期や抱卵時期）での工事の制限を行う。 ・餌となる、ヤマドリやノウサギなどが集まらないよう、ヤード部などは草が生えない砂利敷きやコンクリート敷き等にする。 ・餌となる、ヤマドリやノウサギなどが生息でき、クマタカの飛翔が可能となる林内整備をした森林の創出を行う。
30	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1276～1293	自然保護課	県知事意見では浜松市北部で計画されている2つの風力発電事業区域も国内最南の猛禽類の渡りルートと重なっているので、本事業との累積的影響について予測と評価を求めている（p345）。上昇気流を利用する猛禽類と利用しない小鳥類では渡りの経路も移動方法も異なるので、p1293に示されたような両者を合算した評価は不正確である。種ごとの移動経路と個体数を評価しなければならない。両地区の関連性を出すためには、種ごとに同日内の渡りの時間ごとの個体数の変化を比較する必要がある。p1293に示されたまとめのように、同日同時時間帯に実施した調査結果の総数を比較して個体数の差異があったとしても、途中で群れが分かれたり、逆に合流して個体数が変化する可能性があるため、渡りルートが重なっている可能性は否定できない。飛翔方向についても、調査地点の視野範囲が確認されていないので信頼性に乏しい。調査地点からの視認距離はおそらく数kmと限られているので、渡りルートが約30kmも先の他の事業地区と重複していないとは言いきれない。	ご指摘の点について、準備書p1278に種毎における確認個体数を整理した表（表10.1.4-89）を記載しております。今回、累積的な影響を検討した本事業と「(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業」との間では、確認された個体数に差がある種の傾向が出ております。 また、渡りのコースについては、両案件ともに対象事業実施区域上空の視野を確保できるよう、調査を実施しておりますが、渡りの移動が伊良湖岬方向へ移動すると想定すると、両案件間は20kmほどの離隔がることで、ご指摘のとおり分散や合流を繰り返しながらの移動することから、時間単位の比較は難しいかと考えております。また、移動する方向として、当案件から伊良湖岬は南西に位置し、体力の温存を考えると、同じ標高程度で上昇気流を捉えながら移動していくことが有効かと思われ、400m前後ほどの標高差がある天竜案件の区域を通過している可能性は低いのではないかと考えます。その考えから、2事業間における累積的な影響は小さいものと考えております。
31	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1293	自然保護課	渡り鳥の累積的影響について、事業地周辺には風力発電事業が既設3箇所、計画中2箇所（今回比較したウインドパーク天竜を含む）があるため、公表されている環境影響評価図書に記載された情報を入手するなどして、事後調査を行い、累積的影響が確認された場合には環境保全措置の実施に努めること。	ご指摘の点について、今後も情報の入手に努めるとともに、情報が得られた場合には、事後調査と合わせて、累積的な影響についても検討いたします。
32	11 植物(重要な種及び重要な群落)海域を除く。))	1389	自然保護課	重要な種の生育環境の保全について、計画上やむを得ない場合の対応が「移植」となっているが、静岡県RDBの保護方針に沿って「回避、低減」を検討した上でやむを得ない場合に限り「移植（代償措置）」を検討すること。	ご指摘の点について、移植に関してはやむを得ない場合とし、「回避、低減」を第一に、引き続き事業計画を検討いたします。

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書）

資料4

No.	環境要素 の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
33	12 生態系	1415 ～ 1426 1473	自然保護課	クマタカに対する県知事意見（p344）において、調査期間については「環境省が定めた「猛禽類保護の進め方（改訂版）」に基づき、繁殖に成功した年を含む2営巣期とすること。」、また「静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会等の専門家に意見を求め、助言を得ること。」等の提言を行ったが、十分な結果が得られた調査が行われたとは言い難い内容である。 p1473 の総合考察では、「採餌環境、営巣環境、餌資源量の観点から事業実施による影響の程度を予測」している。しかしながら、この考察では事業が実施されて営巣中心域近傍に構造物（風車）が設けられた場合の営巣に及ぼす影響など、基本的な観点からの考察がなされておらず、危惧される内容である。第3回ワシタカ類保護対策検討委員会（令和4年6月10日開催）において委員から「猛禽類保護の進め方」の指針に従い「距離500mを外して検討することが、衝突確率を出すよりいいことではないか」と提言があり、事業者からは「衝突確率だけでの予測評価ではなく、総合的に見た予測評価は必要」、「衝突確率は目安として準備書の中で整理する」と返答があったが、準備書の総合考察には「猛禽類保護の進め方」にある高利用域や営巣中心域を考慮する観点がまったく盛り込まれておらず、記載もない。準備書に反映されなかった「推定高利用域の中心点をもとにした半径1.5km の推定高利用域」に従うと、ほとんどの風車が高利用域の中に位置し、南側では3箇所の風車が高利用域にまたがる高密度域となる。 総合考察ではこのような結果には触れることなく、「営巣環境については、事業実施により消失する好適な環境は少ないこと、事業実施による影響の及ばない好適な環境が周囲に分布していることから、影響の程度は小さいと考えられる」と予測しているが、「猛禽類保護の進め方」の指針からは矛盾する内容である。今回の総合考察を導く際に、クマタカの営巣適地の推定（p1415）で、環境要因の植生を抽出するにあたり、営巣可能な高木が分布している植物群落として針葉樹（スギ）を選定したことが、広い営巣適地が見積もられる原因になったと推測する。p1425の(イ)営巣適地環境の推定結果では、「対象事業実施区域及び周囲は・・・、架巢可能な樹林は対象事業実施区域を含む解析範囲全体で安定的に存在」すると述べられているが、実際にはスギ植林地内でクマタカが架巢できる大径木は限られている。総合考察に用いられた指標は不確実性を伴う危険性が否定できない。「猛禽類保護の進め方（改訂版）」を基にして、クマタカの高利用域や営巣中心域を特定して、事業実施区域を選定すること。	希少猛禽類調査については、2営巣期を実施しました。繁殖に成功したペアが少ないことから、繁殖に成功した年を含む2営巣期の結果には至りませんでした。2営巣期を実施し、その後も調査を実施しているところであり、また、静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会や専門家からの意見を求めて実施してきたところであり、十分な内容と考えております。 総合考察として、各ペアでの行動圏からの採餌環境と餌資源量について、改変による減少率を整理したところです。営巣状況については、確認された営巣地の環境を含めた環境要因により、営巣適地を解析した結果、改変区域は営巣適地には少ない結果となっており、準備書における予測・評価は妥当であったと考えております。 営巣適地環境の推定については、針葉樹林を環境要因としており、スギ植林地も含めており、全体としては1/25,000の植生図からの解析を行ったこと、スギ植林地の中にも営巣に適したモミヤアカマツなどの針葉樹やその他の広葉樹林も生育することから、架巢できる大径木は限られているものの、環境としては利用していることから、妥当な判断と考えております。また、クマタカの営巣地については、今後も継続した調査を実施し、特定に努めて参ります。
34	12 生態系	1446 ～ 1470	自然保護課	クマタカの採餌環境について減少率で評価しているが、静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会において出された「風力発電機の周囲500mの範囲は利用しなくなると考えられるが、それでも700haと言われる行動圏が維持できるのかという点は重要である」（p366）という意見を踏まえて、行動圏を見直した結果では、■■■■■■■■■■の各ペアの行動圏が700ha確保されないことが明らかとなっている。こうした事実が整理されることなく準備書が作成されており、不十分である。評価書においてこれらの事実を丁寧に整理し、設置計画の見直しも念頭において評価し直すこと。	準備書においては、令和4年2月までの調査結果での解析をしておりますが、評価書においては、継続している結果を踏まえ、丁寧に整理し行動圏を見直した予測評価を評価書にお示し致します。その結果から、風車の設置計画の見直しも念頭において、検討してまいります。
35	13 景観	302 1494 ほか	景観まちづくり課	評価において「八高山」は、「配置によっては見上げるような仰角にあり圧迫感も強くなる」とされていたが、風力発電機の配置検討の結果として、現地から確認できない位置に配置したという理解でよろしいか。	八高山について、配慮書では配置によっては垂直視野角が最大約20.7度になると予測されていましたが、地形及び樹木等による遮蔽を考慮した配置とすることで、ビュースポットである馬王平については視認されず、山頂からは垂直視野角が最大1.8度と、景観影響を大幅に低減いたしました。

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書）

資料4

No.	環境要素 の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
36	13 景観	346	景観まちづくり課	掛川市の粟ヶ岳は、「静岡の茶草場農法」が世界農業遺産に認定されていることから、風力発電設備の設置に伴う景観の変化が、認定に影響を及ぼさないように十分に配慮すること。	事業計画の策定に当たり、掛川市からの情報提供を受け、事業計画が粟が岳の世界農業遺産に影響を与えないよう風車配置等を検討しております。 具体的には世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の代表的な眺めである、茶畑からの眺めに配慮し、茶畑の眺めへの風車の介在を可能な限り低減するよう、検討を進めています。また、粟ヶ岳からの眺望については、風力発電設備の設置に伴う景観の変化はあるものの、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような塗装とし、地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮した配置としたことで、視認される風力発電機を4基に抑え、茶畑を望む景観に風力発電機が介在しない計画といたしました また、風車配置計画については、事業進捗の都度、掛川市にも説明しております。
37	13 景観	346	景観まちづくり課	風力発電設備等の塗装色を決定する際には、静岡県、関係市町及び地域住民等の意見を踏まえること。	陸上風力の開発においては、風況の良い尾根部における開発になることが多く、このため「空背景」となる環境下で大衆の目に触れることとなります。このため空背景において環境調和となるような塗装色を検討してまいります。 また、この検討に当たっては、静岡県、関係市町村、地元住民の皆様からの意見を踏まえて検討させていただきます。
38	15 廃棄物等	43他	技術調査課	工事区域内で多量の切土・盛土を行う計画となっているが、可能な限り切土・盛土の低減に努め、環境負荷の軽減を図ること。	事業計画の策定において、既存林道や森林施業の状況を確認すると共に、現地測量、地質概査（ボーリング調査を含む）等を行い、可能な限り土地の改変量を削減し、環境負荷の軽減を目指した計画を進めております。 また、計画策定に当たっては、現地状況に精通している土地所有者や林業関係者からの意見も聞き取り、現実的な計画策定に努めております。
39	16 その他	164	水産資源課	図3. 2-8漁業権設定河川の状況について、吉川、杉沢川及び涼地川（太田川漁業協同組合漁業権漁場）、大代川（大井川非出資漁業協同組合及び新大井川非出資漁業協同組合）並びに原野谷川（原野谷川非出資漁業協同組合漁業権漁場）の漁業権漁場範囲が異なるため要修正。	静岡県内水面漁業協同組合連合会のホームページを参考に図示いたしましたが、異なる箇所についてご教示いただければと思います。
40	16 その他	40	水資源課	図2. 2-8(1)～(3) 断面図に流出土砂を図示し、有効貯水高を示されたい。	別添Q40に流出土砂を図示いたしました。また、同図に有効貯水高を示しました。

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書）

資料4

No.	環境要素 の区分	ページ	意見元	意見等	事業者の見解
41	16 その他	163, 653	水資源課	前山飲料供給施設水源地（島田市）の位置が異なると思われるため確認、修正すること。 事業エリアの近隣にある庄司飲料供給施設水源地（掛川市）及び嵯塚1組佐賀共同水道飲料供給施設水源地（森町）の位置が図示されていないため、追加されたい。 対象事業実施地区の周辺にある水道水源の多くが河川の表流水であるため、水量及び水質への影響を回避、低減するよう留意されたい。また、不測の豪雨時の濁水流出に備えて、各水道施設管理者と連絡が取れるよう、連絡体制を整備しておくこと。	前山飲料供給施設水源地の位置については、島田市水道課に位置確認して頂き、間違いがない事を確認しました。 また、庄司飲料供給施設水源地及び嵯塚1組佐賀共同水道飲料供給施設水源地について図示したものは別添Q41のとおりです。 今般の環境影響評価対象ではありませんが、水道水源地の位置を確認し、これに対して影響を及ぼさないように風車配置や道路造成計画を策定してまいりました。 そのため、対象事業実施地区の周辺にある水道水源への工事による濁水の流入はありません（水道水源河川へ濁水を排水しない、または沈砂池排水箇所から水道水源上流の常時水流河川までの離隔が十分にあり、地上浸透し河川流入しないため）。 今後、不測の豪雨等に対しましては、各水道管理者連絡が取れるよう連絡体制を整備してまいります。
42	16 その他	34	農地計画課	工事用道路の計画区間と大代川農地防災ダムへのアクセス道路が重複していますので、工事工程の詳細が決まりましたら情報提供をお願いします。	工事内容及び工事工程の詳細が決まりましたら、関係機関に情報提供をさせていただきます。
43	16 その他	－	自然保護課	土地の形質の変更を行う面積が5haを超える場合には、静岡県自然環境保全条例第24条に基づき希少動植物の生息・生育環境保全のための自然環境保全協定の締結が必要となる。 協定書の内容及び希少動植物の保全対策について自然保護課と協議いただきたい。	環境影響評価の調査結果を踏まえ、ご協議させていただきます。